

第12回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

日時：平成27年2月24日（火）午後2時～午後3時45分

場所：ウィメンズパル 多目的ホール

【出席委員21人】

村井会長、加藤副会長、阿部（恵）委員、阿部（久）委員、井上委員、浅野委員、上田委員、浦岡委員、黒沢委員、小林委員、篠原委員、鈴木委員、田牧委員、福島委員、二葉委員、星委員、町山委員、山口委員、谷本委員、廣瀬委員、三浦委員

【欠席委員4人】

高野委員、南雲委員、信川委員、森田委員

【事務局】

子育て支援部長、育成課長、制度改革担当課長、子育て支援課長、保育管理課長、子ども家庭支援課長ほか担当職員

次第

議事

- 1 認可保育所等に係る保育料について
- 2 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」掲載事業に係る平成27年度葛飾区予算案について
- 3 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」の計画書の印刷について
- 4 その他

【配付資料】

- 資料1-1 認可保育所に係る保育料について
- 資料1-2 私立幼稚園及び認定こども園に係る保育料について
- 資料1-3 区立幼稚園に係る保育料等について
- 資料2 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」掲載事業に係る平成27年度葛飾区予算案について
- 資料3 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」の計画書の印刷について

【議事内容】

会長

- 定刻になったので会議をはじめさせていただく。
- 本日は傍聴人がいるため、傍聴にあたっての注意事項を伝達。
- HP掲載のため、職員が記録撮影を行う旨。

会長

- 委員の出席状況等について、事務局より報告をお願いします。

事務局

- 委員の出欠について報告。定足数に達しており、会議が成立している旨、報告。

会長

- 事務局より資料の確認をお願いします。

事務局

- 配布資料確認。

議事（１）認可保育所等に係る保育料について

会長

- 議事１について事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料１－１について説明。
- 新制度に伴い、所得段階の算出根拠が所得税から区民税に変更となる。
- これまでの保育料と大きく変わらないように設定している。
- 保育短時間は標準時間の負担額よりも低額に設定。本区では国の示した減額率よりも高い15%減額と設定する。
- 第二子減額は50%減額とする。
- 地域型保育事業は認可保育所の保育料と同一体系で設定する。
- 資料１－２について説明。
- 新制度に移行しない私立幼稚園とのバランスを考慮して設定。
- 現行よりも利用者負担額が大きく変わる在園児については卒園までの経過措置として大きな変動が生じないようにする。
- 資料１－３について説明。
- 区立幼稚園の保育料については現行の月額9,800円を原則として維持するものとする。
- 入園料は入園に係る事務手続きに要する費用という位置づけから、毎月の保育料に加算するのではなく、申請手数料として徴収するものとする。

会長

- 事務局の説明に対してご意見ををお願いします。

委員

- 私立幼稚園では入園料が10万円程度と区立よりも高くなっているが、従来型の私立幼稚園が継続する場合、入園料はどの程度の設定となりますか。
- 区立幼稚園と私立幼稚園では入園料に大きな差があるがその理由について説明をお願いしたい。

事務局

- 私立幼稚園の入園料設定は各園の考え方に基づくものであるため、各園に確認しないとわからない。現在の私立幼稚園の入園料は平均すると12万円程度となっている。

委員

- 今後、従来型で行っていく私立幼稚園で高額の入園料をとるような場合、区が上限額を規制するようなことはないのですか。

事務局

- 区に私立幼稚園の入園料を規制するような権限はありません。ただし、特別高額になっている場合には根拠などを確認することはあるかもしれません。基本的には各園の判断にお任せすることになる。

委員

- 区立幼稚園の方が保護者負担額が少なくなっていますが、利用に際して条件などはありますか。

事務局

- 区立幼稚園の入園条件は、区民であることと、入園希望の子どもが4、5歳であることとなる。

委員

- 短時間保育の減額について国の示した減額率の8倍の減額を設定した理由はどのようなものなのか。
- 短時間保育の利用に該当する保護者の割合を教えてください。

事務局

- 保育の利用時間からすると11分の8なので、利用者負担額についても標準の11分の8とすることがわかりやすいかもしれませんが、単純に保育利用時間だけで実際にかかる費用を決められないため、国では保育に係る経費をもとに減額率を設定している。
- 本区における15%減については、他自治体の動向を踏まえつつ、幼稚園の保育料との均衡を考慮して設定したものとなっている。

- 短時間保育の利用率については、昨夏に実施したサンプル調査では約20%程度となったが、実際の利用はもっと低いものになるものと考えている。

委員

- 1号の5時間と、2号（教育）の8時間の子どもが同じ教育サービスを受けて、利用者負担が同等となるようにとはどのようなことですか。
- 2号は給食費の補助もあり、1号の負担が大きすぎるのではないのでしょうか。
- 区の示した設定は認定こども園での利用を想定していないのではないかと。

事務局

- 利用者負担額の設定にあたっては、コストとの兼ね合いになる。ただし、コストは園によって異なるため難しい。公定価格ベースで行けばマイナス1.7パーセントだが、利用者は通う時間がもっと異なるので、1.7パーセントでは理解が得にくい。
- 一方、幼稚園の場合は、単純に時間だけでなく、これまでの教育や認定こども園の1号、2号混在がある中で、負担感覚をベースに考えていく必要がある。その点で実費も含め、これまでも同等程度であれば理解が得られると考えた。

委員

- 今後の見通しとして、移行せずに現行の幼稚園のままとなっているところは今後認定こども園に移行する予定はあるのか。

委員

- 移行しない幼稚園が今後認定こども園に移行するかどうかは、平成27年度からの新制度における認定こども園の扱われ方次第ではないかと思う。
- 女性が子どもを預けることができないために社会に出ることができないということは問題であり、預けることができるようにするためには認定こども園をもっと増やさなければならないと思う。

委員

- 11時間と8時間の利用時間による差が15%減ということでよいのでしょうか。また、1号認定との関係は妥当なものなのでしょうか。
- 給食費を見ても、1号、2号、3号で差があると思います。1号の負担が大きすぎるのではないのでしょうか。同じ区民であれば、同じような負担で同等のサービスが利用できるようにしていただきたい。

委員

- これまでの保育園を利用していた経験からすると、以前は短時間という考え方はなく、利用時間が短くても、同額を負担していた。現状からすれば、利用時間に応じて15%減額されるという設定は納得できるもの。
- 保育園の利用は、これまでと同様に保護者の就労時間や通勤時間などで判断されるということによってよろしいですか。

事務局

- 保育園利用の条件などは基本的にこれまでと大きく変わりません。

委員

- 15%減という設定については保護者が納得できる説明ができるのであればそれで構いません。

事務局

- 国の示した減額率は原価計算に基づくものとなっています。区ではさらに利用時間の差と教育利用との差を考慮して15%と設定している。

委員

- コアタイムが利用時間のしぼりになってくると思いますが、利用時間がコアタイムとずれた場合には、どのような認定となりますか。また、午後に働いている人などはどうなりますか。

事務局

- コアタイムに合致している場合には短時間となり、ここから外れると標準時間の認定となります。

委員

- 多様な働き方を可能にするということからすると、もっと柔軟な対応が望まれるのではないのでしょうか。

事務局

- 多様な働き方と利用者負担は別の問題と考えています。

委員

- 短時間のサンプル調査では20%ということでしたが、20%が利用希望した場合に必要な受け皿はあるのですか。

事務局

- 調査はあくまで調査時の一時点の状況で、年間を通じた短時間利用の実情とは異なるものと思う。

委員

- 私立幼稚園では5時間程度子どもを預かっており、また、朝夕の預かり保育も実施している。短時間利用を受け入れる基盤はどのように整備していくのですか。

事務局

- 今後は各幼稚園が新しい制度の運用を見極めて、その上で各園が適した判断をしていくものと思います。各園からの相談等については今後も対応させていただきます。

会長

- 減額は国の方針であり、区では国の基準よりも大幅な減額となる15%減を設定しているということです。本会議では保育料の設定に関して何らかの決定を行うことになるのでしょうか。

事務局

- 保育料に関しては今後の参考として意見をいただくということになります。

会長

- 議事1については各委員の意見を事務局に受け止めていただき、今後の参考にさせていただければと思います。

議事（2）「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」掲載事業に係る平成27年度葛飾区予算案について

会長

- 議事2について、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局

- 資料2について説明。
- 予算案概要の中から子育て支援に関わる事項について説明。

会長

- 事務局の説明に対してご意見ををお願いします。

委員

- 予算案にはこれまで当会議で検討されてきたことが掲載されており、子育て支援の重要性が予算案の中にも示されているものと思う。
- 足立区では子どもの貧困対策元年にするということがうたわれている。足立区は23区の中でも財政状況が厳しいにもかかわらず、貧困の連鎖を断ち切るために予算を組んでいる様子。また子どもの貧困対策のための専任部署を設置している。
- 葛飾区では足立区の取り組みについてどのように考えているか。

事務局

- 足立区では都立高校の途中退学者が都内でもとびぬけて多く、専任の部署を設置して取り組むということだと思う。
- 子どもの貧困対策については国で大綱をつくり、それを受けて都道府県が何らかの計画を策定するということになると思うが、まだ具体的な方針が示されているわけではありません。本計画においても子どもの貧困対策に資する取り組みが盛り込まれていますが、貧困対策という視点で見ただけでは異なるところもある。

委員

- 「かつしかっ子ブック事業」が新規事業として追加されるということですが、現在、図書館でもおすすめ図書のリストが提供されている。また、民間でも様々な推薦図書が紹介されている。ここで700万円かけて区が推薦図書リストを提供する意味があるのでしょうか。また、700万円もかかるものなのかとも思うが。

事務局

- 本日は教育委員会の担当が本会議に出席していないため、担当課に意見を伝えさせていただく。

委員

- ファーストブック、セカンドブックとして本をいただいたが、2人目の子どもの時にはすでに多くの本を持っており、リストにあった本はすべて持っているというようなことがありました。リストアップについてはもっと充実させていただきたいと思う。

事務局

- 担当課に伝えさせていただく。

委員

- 「かつしかっ子ブック事業」も本をプレゼントする事業だと思いますが、よく本を読んでいる子どもと、そうでない子どもとでは差があると思います。読書をしている子どもに読んだことがある本を渡すことがないようにリストアップについてはよく検討してほしいと思う。

事務局

- 担当課に伝えさせていただく。

議事（3）「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」の計画書の印刷について

会長

- 議事3について、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局

- 資料3について説明。
- 計画書の印刷スケジュールについて説明。
- 予算編成を踏まえ一部計画書の内容を調整。文言調整は随時修正を行っている。
- 次回会議には製本済みの計画書を配付する予定。
- 表紙などは子育て世帯が手に取りやすいようにカラーにするなど工夫する予定。

会長

- 事務局の説明に対してご意見ををお願いします。

委員

- p. 28の放課後子ども総合プランについて、わくチャレ運営委員会においてわくチャレと学童保育の重複は不可というような説明を受けたが、どの様になっているか。

事務局

- いくつかの地域においては重複も可。

委員

- わくチャレ、学童、児童館の違いについて、一般の保護者は理解しているのでしょうか。

事務局

- 利用されている方はそれぞれの違いを理解しているものと思いますが、子育ての当事者ではない一般区民となると理解されていない方もいらっしゃるのではないかと思います。

委員

- 保育コンシェルジュはまだスタートしていないのですか。

事務局

- 平成27年度からの事業である。

委員

- 学童、児童館などについてもわかりやすく広報していただきたいと思う。

委員

- わくチャレ、学童については区からの情報ではなく、口コミで聞いた。口コミのつながりを持っていない人もいるので、関連情報の一覧などが提供されると利便性が高まるのではないかと思います。

委員

- 小学校の入学説明会において、放課後等に関する事業について説明はありませんでした。どこで情報を確認することができるのでしょうか。

事務局

- 入学説明時に説明がなかったということに関しては教育委員会に伝えさせていただく。
- 情報提供については節目にチラシを配布する形で行っています。今後は子育て支援情報の提供の中で効果的な情報発信を行いたいと思う。

委員

- 計画書の印刷部数や配布場所はどのようになっていますか。

事務局

- 計画書本編、概要版ともに2,000部印刷する予定。配付は区民サービスセンター、図書館などで閲覧できるように行う予定。

委員

- 区の施設以外でも、産婦人科や小児科などで閲覧できるようになると子育て家庭の目に届きやすいと思います。子育てイベントに参加して計画のことを紹介していただければと思う。

委員

- 計画をより多くの方に周知していくことが私たちの課題と考えています。イベントなどの際には行政の方にも参加していただくよう検討していただければと思う。

議事（４） その他

会長

- その他について事務局より説明をお願いします。

事務局

- 次回会議については、3月19日開催を予定。

会長

- 本日の会議はこれで閉会とする。